令和３年５月７日

介護支援専門員　様
（※ 利用者が奄美市及び龍郷町に在住）

鹿児島県介護支援専門員協議会奄美大島・喜界島支部
支部長　中 里 浩 然（印略）

奄美大島介護事業所協議会
会　長　盛 谷 一 郎（印略）

居宅要介護者の新型コロナワクチンの適切な接種について

平素より大変お世話になっております。

さて、奄美大島においても新型コロナワクチン接種が始まりましたが、新型コロナに感染した場合に重篤化しやすい要介護者の皆様については、できる限り早期にワクチン接種を行うとともに、感染予防に努めて新型コロナに感染しないようにしなければなりません。介護支援専門員及び居宅介護サービス事業所におかれては、居宅要介護者の皆様の迅速かつ適切なワクチン接種に対する支援をお願いいたします。

今般、ワクチン接種の予約方法及び予診票の記入方法等について、奄美市及び龍郷町と協議し、下記のとおり取り扱うことになりましたので、お知らせいたします。

つきましては、「別紙１」を作成した上で、集計結果を「別紙２」に記入し、令和３年５月２０日（木）までにケアマネあまき宛（送付先 FAX：53-2002）にご提出（FAX）くださいますようお願いします。なお、ご不明な点はお問い合わせください。

また、予診票については、奄美市及び龍郷町の「かかりつけ薬局」で薬剤師が予診票記入時の不明点について相談・アドバイスを行なっていますのでご活用ください。

記

１　集団接種について

（１）集団接種の回数が４クールに増加します。
（※「クール」とは、１回目と２回目の接種期間を合わせた期間を言います。）

【１クール：5/3～6/13、２クール：6/14～7/25、３クール：7/26～8/29、４クール：9/6～10/17】
（※ 予約日は各クール開始日の２週間程度前ですが、事前に市役所・役場からお知らせがあります。）

（２）３クール目からの接種に必要な時間は、要介護者の状態に配慮した余裕のある時間帯が設定される見込みです。

2　予約方法について

（１）奄美市役所本庁舎に電話予約用の回線が「３０回線」に増設されます。

（２）Web・LINE による予約の際のメールアドレス記載は必須要件から除外されます。なお、メールアドレスが記載されていない場合は、後日、本人宛にハガキで予約日が通知されます（Web・LINE での予約の方がスムーズに行なえます）。

（３）３クール目に居宅要介護者の優先予約日（「介護支援専門員」限定）が設定される見込みです。集団接種を希望される居宅要介護者については、出来る限り３クール目にお申し込みください。

3　予診票の記入について

（１）予診票（「接種希望書」欄を含む。）は必ず会場に来る前に記入してください。

（２）治療中の病気及び投薬の状況によっては、接種に関して主治医の意見を確認することをお勧めします。また、必要に応じ、「かかりつけ薬局」の薬剤師に投薬の状況を確認することをお勧めします。

（３）認知機能の低下等によりワクチン接種について理解できない方や予診票を記入することができない方については、介護支援専門員が、ご家族や主治医と相談した上で、本人が望むであろう接種の可否を判断し、「接種希望書」欄（いわゆる「同意」欄）を記載するようにしてください。（参考：認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン）なお、介護支援専門員は相談の内容を記録するとともに、ご家族の同意については、出来る限り文書（別紙３：同意書ひな形）での提出をお願いすることをお勧めします。

（４）認知機能が低下している要介護者については、「病名」の「その他」欄に「認知症、認知機能が低下、等」と記載してください。

4　自宅と会場の移動及び会場内の支援について

（１）自宅と会場との間の移動が困難な居宅要介護者については、

①　介護保険法に基づく訪問介護事業による訪問介護員の利用が可能です（介護タクシーの利用、訪問介護員が自ら運転、等）（別添Ｑ&Ａ参照）。

②　通所系サービスの送迎時に接種会場を経由（自宅⇔接種会場⇔通所系サービス事業所）することが可能です。この場合、送迎減算の必要はありません。また、サービス提供中に接種会場まで送迎を行うことも可能です。ただし、この場合は当該時間については、保険外サービスとなります（別添Ｑ&Ａ参照）。

③　障害者手帳を持っている場合は、市町が実施する移動支援事業の利用が可能です（※ 事前申請が必要です）。

（２）会場内での支援・サポートが必要な方については、

①　身体機能の低下等により自力移動が困難な方（車椅子利用者など）については、会場内のスタッフがサポートします。

②　認知機能の低下等により会場内の移動、ワクチン接種時及び待機中に支援が必要な方については、出来る限り、訪問介護員、居宅介護サービス事業所の従事者又は介護支援専門員が付き添うようにしてください。なお、介護保険法に基づく訪問介護事業による訪問介護員の利用が可能です（別添 Q＆A 参照）。

5　その他

（１）「接種券」用紙の左上の名前の右横に緊急時の連絡先（氏名、続柄及び電話番号）を記載してください。なお、緊急時とは、接種後に体調が悪くなって医療機関に搬送される場合を言います。

（２）介護度が高い居宅要介護者等については、介護支援専門員が、ご本人、ご家族及び主治医と相談の上で、「集団接種」を受けるのか、集団接種後に開始される予定である「医療機関や往診による個別接種」を受けるかを判断することをお勧めします。

（３）居宅介護サービス事業所の従事者のワクチン接種については、優先的に接種できるように奄美市及び龍郷町と調整中です。詳細が決まりましたら、改めてお知らせします。

【問い合わせ先】
❖ ケアマネあまき（副支部長）　長谷川 大 ☎ 52-8688(奄美佳南園) / 090-9543-8689
❖ 奄美大島介護事業所協議会(事務局)　勝村克彦 ☎ 55-0050 (きずな)/ 090-4841-7295